

## 生徒心得

池田高校三好校生としての自覚をもち、人間性豊かな、知・徳・体の調和ある人格の形成をめざし、常に自主的、自律的な態度をもって、自己の向上に努め、明るく健全な学校生活を送ろう。

### 1 校内外の生活について

- (1) 登校後は下校時まで校外に出ない。
- (2) 早退や外出する者は許可を得る。
- (3) 言葉づかい、態度は品位を保ち、正しい礼儀・挨拶を心がける。
- (4) 生徒は互いの人権を尊重し、共に支えあえる仲間づくりに努める。
- (5) 所持品は各自が責任をもって保管し、校内に不必要な物品等を持ちこまない。
- (6) 教室は常に清潔を保ち、換気に留意する。
- (7) 学校の施設や備品を大切にし、校内美化や整理・整頓を心がける。
- (8) 飲酒・喫煙・薬物乱用等などの法で禁じられていることは絶対しない。
- (9) 不健全娯楽施設に出入りをしない。(県青少年保護育成条例)
- (10) 午後11時から午前4時までの外出を禁止する。(県青少年保護育成条例)
- (11) 携帯電話・スマートフォンの校内使用については規定を守る。

### 2 身だしなみについて

高校生であることを自覚し、端正・清楚を心がけ、地域社会の信頼を得られるように努める。服装・頭髪などの規定は別に定める。

### 3 登下校について

登下校の際は交通法規とマナーを守り、自他の安全を心がけよう。

- (1) 余裕をもって登校し、始業5分前には教室に入るように努める。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、原則として保護者から連絡してもらうこと。
- (3) 自転車の整備に心がけ、並進、二人乗り、傘さし、無灯火運転をしない。また、運転・歩行中に携帯電話やイヤホンを使用はしない。
- (4) 自転車通学生は、学校指定のステッカーを貼り、ヘルメットを着用すること(道路交通法『努力義務』)。また、所定の場所に駐輪して施錠すること。
- (5) 自転車利用時において事故等が発生した場合に補償できる自転車災害保険の加入を推奨する(徳島県条例『努力義務』)。
- (6) 原動機付自転車通学生は学校指定のステッカーを貼り、ヘルメットを必ず着用する。交通事故や違反を起こした場合は必ず学校に連絡する。
- (7) 列車・バス通学生は、公共のマナーを守り、他の利用者の迷惑となるような行為をしない。
- (8) 定期乗車券の使用にあたっては、その規則をよく守る。
- (9) 放課後は原則として速やかに下校し、休業日は教職員の指示がないときは登校しない。

### 4 願出・届出について

次のとおりとし、各校所定の用紙を提出すること。

- (1) 転学・留学・休学・復学・退学するとき
- (2) 補講・追考査・追認考査をうけるとき
- (3) 校外での行事などに参加するとき
- (4) 公欠(忌引、受験など)・外出・遅刻・早退のとき
- (5) アルバイトをするとき
- (6) 自転車通学をするとき

- (7) 運転免許の取得，原動機付自転車による通学を願い出るとき
- (8) 校内の公共物を破損したとき
- (9) 所持品の盗難や紛失があったとき
- (10) 下宿または入寮するとき

5 証明書などの交付について

身分・在学・成績・卒業(見込)・汽車・バス通学等の証明書などは原則3日前までに担任や事務室に申し出て交付手続きをする。

6 服装・頭髪などの規定

必ず指定の制服・体操服を着用し，正しい着こなしをすること。

(1) 冬服 ※原則として10月1日から5月31日まで(前後に移行期間を設ける)

〈男子〉

ア 上下指定の学生服とし，ボタンは指定のものをつける。変形服は認めない。

イ 靴は華美でないものとする。

ウ 靴下は白・黒・紺・茶・グレー系統の華美でないものとする。ただし，式典の際には黒または紺とする。

エ ベルトを必ず着用し，華美でないものとする。

オ 防寒具は華美でないものとする。

〈女子〉

ア 指定の制服とリボンを着用する。

イ スカート丈は膝がかくれる程度とする。

ウ 女子のスラックスは学校指定のものとする。

エ ストッキングは黒またはベージュ等とし，華美でないものとする。

オ 靴，靴下，ベルト，防寒具(女子はカーディガン可)は男子の規定に準ずる。

(2) 夏服 ※原則として6月1日から9月30日まで(前後に移行期間を設ける)

〈男子〉

ア 指定の校章入りの開襟・長袖シャツを着用する。

イ 開襟シャツの下には華美な色物や柄物の衣類を着用しない。

ウ その他は冬の服装に準ずる。

〈女子〉

ア 指定の制服とリボンを着用する。

イ 制服の下には華美な色物や柄物の衣類を着用しない。

ウ その他は冬服に準ずる。

(3) 頭髪・装飾品など

ア 頭髪・爪などは，原則として自然な状態で清潔に保ち，適切に整える。。

イ パーマ，染髪，脱色などの加工は禁止する。また，髪留めは華美でないものとする。

ウ 化粧・装飾品などで外見を飾ることは禁止する。

(4) その他

ア カバンは登校にふさわしい華美でないものを使用する。

イ 怪我や病気でやむを得ず異装をする場合は，許可を得ること。

7 携帯電話等の持込及び使用に関する規定

(1) 携帯電話等の持込及び使用許可

携帯電話等の持込及び使用は原則として禁止する。ただし，保護者による「フィ

ルタリング」の設定が確認された携帯電話等は，許可願を提出し，受理された場合に限り持込及び使用を許可する。また携帯電話等の機種変更などの場合には，改めて許可願を提出しなければならない。

(2) 携帯電話等の使用について

ア 校内および登下校時において場所や場面，時間等に応じて適切に使用方法とマナーを守る。

イ 原付自転車，自転車運転時には使用しない。

ウ 学校やコンビニ等で許可なく充電しない。

エ 授業中・集会・式典・職員室での使用は禁止する。

オ 授業中は電源を切り，かばんの中に入れるか，ロッカーに入れるなど指定された場所に保管する。ただし，定期考査中は電源を切り，監督教員に提出する。

カ 携帯電話等の使用に関することで，教師の指導に従わなかった場合，校内持込を禁止する。

キ 携帯電話等の使用上の不適切な行為や犯罪行為があった場合は，特別指導となり，以降校内持込を認めない。

ク 特別指導期間中で校内での指導中は携帯電話等を預ける。

ケ いったん出した情報は取り消すことができないことを理解し，情報発信には細心の注意をする。

8 政治活動について

原則として，校内においては，集会，選挙活動，ポスターの掲示等政治活動を行ってはならない。